



平成 21 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 成 学 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 太 田 明 弘  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 2 1 7 9 )  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 藤 田 正 人  
電 話 0 6 - 6 3 7 3 - 1 5 2 9

## 内部統制委員会の設置および「内部統制システムの基本方針」の 一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月20日開催の取締役会において、内部統制委員会の設置ならびに内部統制システムの基本方針の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 内部統制委員会の設置

平成 21 年 2 月 20 日

#### 2. 目的

内部統制に関する社内体制の整備を進めるにともない、更なる透明性の高い経営を実現すべく、内部統制委員会を設置し内部統制を推進する体制を強化するものであります。なお、内部統制システムの基本方針の一部変更については添付資料をご参照願います。

以 上

(添付資料)

## 内部統制システムの基本方針

(変更部分には下線を付しております。)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・経営ポリシー並びに教職員心得において、経営の合理化並びに法令遵守について意識づけを行っております。
  - ・各部門の従業員は職務分掌による牽制を行い、法令及び定款並びに諸規程に適合した職務執行を行っております。
  - ・社員倫理規程において、適正な財務報告を義務づけるとともに、不正行為が発生した場合は適切に報告するよう義務づけております。
  - ・不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化を図るため、「内部通報規程」を制定しております。当社外に相談窓口を設けるとともに、事案が生じた場合は、調査チームを設置し事実関係を調査することとしております。
  - ・社長直属の組織として内部監査室を設置し、会計監査及び業務監査を行っております。内部監査室は、業務執行について、法令及び定款並びに諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査しております。
  - ・取締役は、重大な法令違反等に関連する事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するとともに、取締役会に遅滞なく報告いたします。
  - ・代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を定期的に開催し、全社的な危機管理体制を整備しております。
  
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る各種書類については、法令等に従い適切に保存及び管理を行っております。
  
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・内部監査室の監査により、法令及び定款並びに諸規程等の違反その他の事由により損失の危険のある業務の執行が発見された場合は、直ちに被監査部門の長に対してその対策を命じるとともに内部統制委員会に報告し、改善内容を社長並びに内部統制委員会に報告することとしています。
  - ・内部監査の結果について取締役会に報告いたします。
  - ・「財務報告の基本方針」を定め、各部門は適切な財務報告に努めております。
  - ・内部統制委員会は内部監査室から内部統制システムに関する整備、運用状況に関する監査の結果報告を受け、リスクの回避・低減のための改善等の活動を展開するとともに、活動内容を取締役に報告いたします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。
  - ・執行役員制度を導入し、取締役の職務の効率性を図っております。
  - ・法令等の判断が必要な場合においては、顧問弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性と適法性を図っております。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に従い、開発部が中心となって、子会社の業務の適正性を確認しております。
  - ・内部監査室は、子会社についても同様に従業員の職務執行状況について適宜監査を行っております。
  - ・当社に親会社はありません。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 現在、監査役の職務を補助する専任の従業員は置いておりませんが、監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、取締役から独立した従業員を配置いたします。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求めることとしております。
  - ・監査役は代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、経営方針の確認や、監査上の重要課題について情報を共有しております。
  - ・監査役は月1回の監査役ミーティングを開催し情報を共有するとともに、監査法人と随時に意見交換を行い、また、内部監査室と協力して監査を実施することで社内情報の把握に努めております。